

適切な意思決定支援に関する指針

医療法人社団健心会 清水桜が丘病院

施行日：令和6年6月1日

1. 基本方針

患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とした最もふさわしい医療・ケアを進める。

2. 「人生の最終段階」の定義

- (1) がん末期（予後数日～2～3ヶ月）
- (2) 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
- (3) 脳血管疾患後遺症や老衰など数ヶ月～数年にかけ死を迎える場合

3. 医療・ケアの在り方

医療従事者からの適切な情報提供と説明、本人の意思決定の尊重、繰り返しの話し合い、医学的妥当性に基づく判断、緩和ケアの提供。

※積極的安楽死は対象外

4. 方針の決定手続

- (1) 本人の意思確認ができる場合：本人の意思決定を基本
- (2) 本人の意思確認ができない場合：家族等による推定意思の尊重
- (3) 複数の専門家による話し合いの場の設置
- (4) 認知症等で意思決定が困難な患者の支援
- (5) 身寄りがない患者の支援

多職種チーム構成：医師・看護師・薬剤師・精神保健福祉士